

一般競争入札公告

沖縄県が発注する業務委託契約について、一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、以下のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 18 日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称 令和 7 年度有機フッ素化合物残留実態調査業務
- (2) 委託業務の内容 委託業務仕様書のとおり
- (3) 引渡し期限 令和 8 年 1 月 30 日（金曜日）
- (4) 引渡し場所 沖縄県環境部 環境保全課

2 競争入札の参加者に必要な資格

一般競争入札参加申請書の提出日において、次の各号全てに該当する者であること。

- (1) 沖縄県内に事務所（支店、営業所を含む。）を有する。
- (2) 計量法第 107 条の規定による、計量証明事業（濃度・水又は土壌中の物質の濃度に係る事業）の登録を受けている。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当しない。
- (4) 一般競争入札参加資格審査申請書提出期限日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていない。
- (5) 警察当局が、暴力団員が実質的に経営を支配する業者に準ずる者と認め、沖縄県との契約からの排除を要請する者に該当しない。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをし、又は申立てがされ及びこれらの手続中でない。
- (7) 加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険等）に加入し、保険料の滞納がない。
- (8) 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っている。
- (9) 労働関係法令を遵守している。
- (10) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がない。

※共同企業体が競争入札に参加する場合、上記(1)及び(2)は代表者又は構成員の 1 社が該当し、上記(3)から(10)は代表者及び全ての構成員が該当するものであること。

3 入札説明書、委託業務仕様書、契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 本件公告日から令和 7 年 7 月 2 日（水）12 時 00 分まで
- (2) 場所 沖縄県公式ホームページに掲載

※委託業務仕様書の非公表部分の閲覧については、環境部環境保全課窓口にて上記 3 (1) の期間で実施する。また、閲覧に当たっては、同仕様書添付の「誓約書」を提出すること。なお、窓口での受付時間は午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び休日を除く）とする。

4 入札の方法

- (1) 入札書に記入する落札価格の注意点

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和 7 年 7 月 8 日（火） 10 時 00 分

イ 場所 沖縄県庁舎 4 階 第 3 会議室

(3) 入札書の提出方法

様式第 56 号「入札書」を、入札の場所に直接持参すること。

(4) 入場時の必要書類

ア 入札者及び代理人は、名刺又は身分証明書等を持参し、入場時に提示すること。

イ 一般競争入札説明書で定めるところにより県が送付する「一般競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを持参し、入場時に提示すること。

ウ 代理人が入札をする場合は、第 5 号様式「委任状」を持参し、入場時に「一般競争入札参加資格審査結果通知書」の写しと併せて提示すること。

5 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の額

見積もる契約金額の 100 分の 5 以上とする。入札保証金が不足している場合、入札は無効とする。

(2) 入札保証金の免除

次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を令和 7 年 7 月 2 日（水）12 時 00 分までに提出した場合

イ 過去 2 か年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体と同種、同規模の契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証明する書類（第 3 号様式）を令和 7 年 7 月 2 日（水）12 時 00 分までに提出した場合

6 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者が行った入札

(2) 同一人が同一事項について行った 2 通以上の入札

(3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

(9) 代理人が入札する場合で、委任状の提出がない入札及び入札書に代理人の署名又は記名押印いずれかがない入札

7 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めたときは、予定価格の制限の範囲内の価格を持って入札した他の者のうち最低価格を持って入札した者を落札者とするところがある。

(2) 落札者となるべき同価の入札者が 2 人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を決める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 開札した場合において落札となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、上記 6 に掲げる無効の入札を行った者は、再度の入札に参加することができない。なお、入札回数は 3 回（1 回目の入札を含む）までとする。

(4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

8 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札の最低制限価格は、設定しない。
- (3) 入札参加者は、「入札説明書」を熟読の上、入札に参加すること。